

道路交通法改正(平成19年9月19日施行)

～ 悪質・危険運転者対策として～

飲酒運転等

罰則
引上げ

	改正前	改正後
酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
飲酒検知(呼気検査)拒否	30万円以下の罰金	3月以下の懲役又は50万円以下の罰金
救護義務違反(ひき逃げ)	5年以下の懲役又は50万円以下の罰金	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

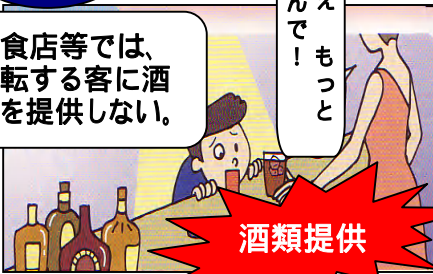
飲酒運転幫助行為

= 車、酒の提供を厳罰化！ =

酒気を帯び飲酒運転を行うおそれのある者に対して

罰則
整備

飲食店等では、
運転する客に酒
類を提供しない。

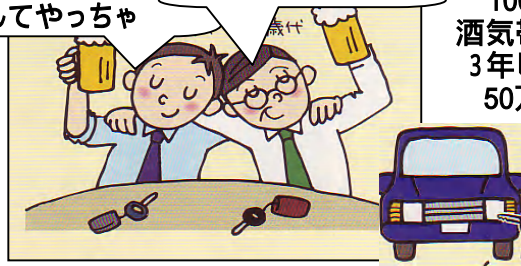


酒酔い運転の場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転の場合
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

車両提供

わかった
貸してやっちゃ

車、貸してよ！ちょっと

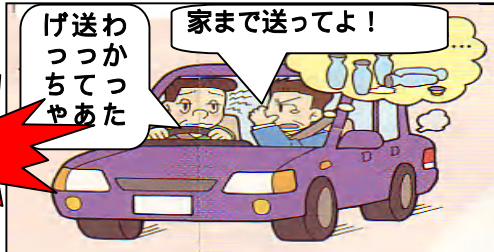


酒酔い運転者の場合
5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
酒気帯び運転の場合
3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

= 同乗することも禁止！ =

自己の運送の要求・依頼をしてその車両に同乗する

同乗



運転者が酒に酔っていることを知りながら
3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金
運転者が酒気を帯びていることを知りながら
2年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

